

一 仕込金ハ首分ノ内大船五十圓 小船四五圓トス
 但貯回漕ナキ場合陸人夫ノ作業ヲ為シ人夫賃銀ノ半額ハ仕込
 金ニ補填シ貸付金十カヲ之ムルコト
 二 金暮幸不幸ノ場合ノ臨時仕込ハ其ノ都度店主ニ於テ適當額ヲ
 考慮贈借異スルモノトス
 右返済方法ハ孫島仕込額ヲ超過セル場合返済スルコト

以上

5.11.12
 19.00

券必第四〇五九號
 昭和五年十一月十日

普視總監 丸山 鶴吉

大臣 安達 謙藏 殿
 局長 官 殿
 局長 官 殿
 京都大政 神茶川 兵庫
 愛知 靜岡 福岡

福田川合同運送株會社労働争議ニ関スル件

要旨 被解雇者公表再招シ之助外三名ハ社長ニ面會解雇ニ私情アリ
 テ解雇取消ヲ要ス

標記會社ノ労働争議ニ関シ
 左ノ通りナルカ其ノ後ノ状況
 左ノ通り